

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

大淀川流域県管理区間の減災に係る取組方針(案)

～ 水害・土砂災害に強い地域づくりの更なる推進～

平成29年12月18日

大淀川水系水防災意識社会再構築協議会

宮崎市、都城市、**小林市**、**三股町**、
高原町、国富町、綾町、宮崎県
気象庁宮崎地方气象台、国土交通省九州地方整備局

目 次

1．はじめに	1
2．本協議会の構成員	3
3．大淀川流域の概要	4
(1) 地域の特徴	4
(2) 降雨特性、氾濫特性等	4
(3) 平成 17 年 9 月台風第 14 号の概要	4
(4) 河川の整備状況	4
(5) 平成 17 年水害を契機とした提言	5
(6) 土砂災害の発生状況	6
(7) 土砂災害に関するソフト・ハード対策の取組状況	6
4．提言等の取組状況と現状の課題	7
(1) 災害に強い人づくりの推進	8
(2) 情報伝達のための環境づくりの推進	10
(3) 災害に強いまちづくりの推進	12
(4) 災害に強い防災拠点づくりの推進	13
(5) 被害を最小にするハード整備	13
5．減災のための目標	14
6．概ね 5 年間で実施する取組	15
(1) 災害に強い人づくりの推進	15
(2) 情報伝達のための環境づくりの推進	18
(3) 災害に強いまちづくりの推進	20
(4) 災害に強い防災拠点づくりの推進	21
(5) 被害を最小にするハード整備	21
7．フォローアップ	22

1. はじめに

大淀川の流域は、九州の南部に位置し、年平均降水量が約 2,600mm 程度（全国平均の約 1.6 倍）の多雨地域であり、特に 8 月～9 月頃の台風期に多く、主要洪水の発生要因のほとんどが台風によるものである。

平成 17 年 9 月台風第 14 号では、大淀川流域平均雨量 693mm（48 時間雨量）というこれまでにない降水量を記録し、堤防からの越水等により大淀川沿川において床上浸水 3,834 戸、床下浸水 872 戸という甚大な被害を被った。

これを契機として大淀川では、治水安全度を向上するために、集中的な河川整備を実施してきた。

また、防災・減災に関するソフト対策の立案に向け、学識者やマスコミ、民間の防災関係者等による「大淀川水系水害に強い地域づくり委員会」が組織され、平成 18 年 8 月にひとつづくり、情報伝達、まちづくり、防災拠点づくりなど具体的な施策が盛り込まれた「水害に強い地域づくりのあり方について（提言）」がまとめられた。

現在までに、国、県、市、防災関係者等が連携し、この提言に基づき様々な取組を行ってきた。

一方で、これまでの河川整備による安全度の向上や、平成 17 年水害から 12 年の歳月が経過したことにより住民の水防災に関する意識が薄れつつあることが懸念される。

そのようななか、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。近年、堤防決壊による甚大な被害が全国で頻発しており、今後の気候変動による降水量の増加を踏まえると、より一層の備えが必要になってきている。

このような背景を踏まえ、大淀川においても、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するものへと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備えるため、避難勧告等の発令を担う流域の自治体を始め、宮崎県、宮崎地方气象台、九州地方整備局宮崎河川国道事務所からなる「大淀川水系水防災意識社会再構築協議会」（以下、「協議会」という。）を平成 29 年 6 月 2 日に設立した。

また、本協議会では、近年、突発的・局所的な豪雨の増加に伴い、全国的に大規模な土砂災害が頻発していることを鑑み、土砂災害も対象としている。平成 26 年 8 月豪雨においては、広島市内で最大時間雨量 121mm を記録し、166 件の土砂災害が発生した。平成 29 年九州北部豪雨でも、福岡県朝倉市内で最大時間雨量 124mm を記録し、福岡県・大分県内で 300 件を超える土砂災害が発生している。

一方、県内においても毎年のように土砂災害が発生している。特に平成 17 年と平成 28 年には 100 件を超える土砂災害が発生しており、これは、平成 17 年の台風第 14 号と平成 28 年の熊本地震や台風第 16 号によるところが大きかったと考えられる。

大淀川流域では、平成 17 年の台風 14 号により 39 件、平成 28 年の台風第 16 号により 15 件、また、今年はいくまでに 19 件の土砂災害が発生している。

こうした中で、県・市町村においては、土砂災害から住民の命・財産を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の公表及び指定により土砂災害のおそれのある区域の周知、土砂災害防止講座などのソフト対策、砂防えん堤や擁壁などを整備する砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業などのハード対策の取組を進めてきており、今後も推進する必要がある。

本協議会では、災害リスクの情報共有、提言やその他県・市町が進める施策に基づく現状の取組と課題に関する意見交換を通じて、住民の安全に責任を有する市町、県、国が一体となって、より災害に強い地域づくりに向けた取組内容を取りまとめた。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおり。

構成機関	構成員
九州地方整備局	宮崎河川国道事務所長
気象庁	宮崎地方気象台長
宮崎県	危機管理局長兼危機管理課長
〃	河川課長
〃	砂防課長
〃	宮崎土木事務所長
〃	都城土木事務所長
〃	小林土木事務所長
〃	高岡土木事務所長
宮崎市	市長
都城市	市長
小林市	市長
三股町	町長
高原町	町長
国富町	町長
綾町	町長

3. 大淀川流域の概要

(1) 地域の特徴

大淀川は鹿児島県曾於市の中岳に発し、北流して都城盆地を出て、霧島山系等から湧き出る豊富な地下水を水源とする多くの支川を合わせて、最大の支川本庄川を入れて宮崎平野を貫流し日向灘に注ぐ延長 107km の一級河川である。

上流域は都城市を中心に南九州地方の物流拠点として、また、南海トラフ地震など大規模災害時の後方支援拠点として重要な役割を担っているとともに、西諸県地域は九州北部及び南部から本県への西の玄関口であり、霧島連山をはじめとする豊富な観光資源を持つ。

下流域には宮崎県庁、宮崎市役所をはじめ県の中核機能を担う行政、経済、医療施設等が数多く立地している。

(2) 降雨特性、氾濫特性等

大淀川流域の降雨特性は、年平均降水量が約 2,600mm 程度(全国平均の約 1.6 倍)の多雨地域に位置し、特に 8・9 月の台風による降雨が多い。このような特性から、昭和 57 年、平成 5 年、9 年、16 年、17 年と過去に幾度となく洪水被害を受けており、特に平成 17 年 9 月台風第 14 号は大淀川流域においても激甚な被害となった。

大淀川上流の都城盆地は周囲を山々に囲まれ、雨がすり鉢状の盆地部に集まりやすく、急激な水位上昇が発生しやすい地形特性となっている。

また、大淀川下流は、上流の都城盆地から中流の山間狭窄部を流れ出て、広大な扇状地となる宮崎平野を流下するため、ひとたび、氾濫が発生すると、広範囲に浸水が拡がり甚大な被害が発生しやすい地形特性となっている。

平成 17 年台風第 14 号時は、ほとんどの区間で氾濫危険水位を超えており、万一堤防が決壊していれば未曾有の災害になったと想定される。

(3) 平成 17 年 9 月台風第 14 号の概要

大型で非常に強い台風第 14 号は宮崎県内を暴風域に巻き込みながら、九州地方の西岸に沿ってゆっくりとした速度で北上し、上下流ともに複数の水位観測所で計画高水位の超過と観測史上最大の流量を観測した。

その結果、大淀川水系の広範囲で洪水氾濫による浸水被害が発生し、大淀川上流・下流合わせて浸水面積 3,321ha、浸水家屋 4,706 戸(床上 3,834 戸、床下 872 戸)に及ぶ甚大な被害となった。

(4) 河川の整備状況

大淀川流域県管理河川においては、県の総合流域防災計画等に基づき改修を進め、治水安全度の向上に努めてきた。

(5) 平成 17 年水害を契機とした提言

平成 17 年台風第 14 号は地域コミュニティの衰退、少子高齢化や都市化の進展、浸水しやすい地区への資産の集中など社会的経済的状況の変化に起因する新たな課題を提起した水害でもあった。これらの課題をもとに、防災・減災に関するソフト対策の立案に向け、学識者やマスコミ、民間の防災関係者ら 14 名による「大淀川水系水害に強い地域づくり委員会」が組織され、4 回の会議を経て平成 18 年 8 月に「水害に強い地域づくりのあり方について」(提言)がまとめられた。

提言は、地域自らが迅速で確実な避難行動をとり、浸水被害を最小にすることを目指したソフト対策が中心となっており、水害発生前、発生中、発生後に分けられ、特に発生前に関し、ひとづくり 情報伝達 まちづくり 防災拠点に分けた具体的な内容となっている。

平成 17 年水害における課題

1 地域の課題	自主防災組織を確立できていない地域で、高齢者など要配慮者や地域全体の避難が円滑に進まなかった地区がみられた。
	避難の際、安全な避難経路や避難方法などの確認ができていない人は、暴風の最中、浸水した道路上を避難するなど、危険な行動がみられた。
	地域の安全性の誤った認識や過去の水害経験からの独自の判断などにより、多くの住民が家屋の浸水を想定していなかった。
	避難する際の非常持ち出し品などの認識が不足しており、避難場所において食料等への過大な要求がみられた。
	過去の水害の履歴などの情報が、新しい住民と共有できていないため、新興住宅地において大きな被害が発生した。
	水防(消防)団の組織率の低下、同時多発的水害の発生のため、地域の水防(消防)団だけでは、十分な対応が困難な状況がみられた。
2 情報連絡・情報提供の課題	自治会加入世帯数の低下、情報連絡システムの未整備などから、地域内の避難情報などの伝達が十分機能しなかった地区がみられた。
	避難勧告などの防災情報を広報車やスピーカーなどで提供する場合、暴風雨や雨戸を閉めた屋内では聞き取りにくく、情報が正確に伝わらない状況がみられた
	県内全域が同時に被災を受けたため、テレビ・ラジオなどからの防災情報提供においても、宮崎市を中心とした主要都市部の情報に偏り、地方部の情報があまり提供されなかった。
	変電所の浸水に伴う停電により、テレビやインターネットなどからの防災情報が入手出来なくなった。
	防災無線の整備は、山間地などの地方部で進んでいるものの、都市部での整備状況は低い。また、整備済み地区においても、施設の老朽化、電源を入れていないなどの課題がみられた。
	避難場所や避難経路の情報が適切に提供されなかったため、特定の避難所への避難住民の集中とそれに伴う施設能力の限界、他の避難所への再移動、浸水した道路を使った危険な避難行動などがみられた。
3 自治体などの課題	避難勧告などの発令が遅れ、住民は夜間かつ暴風雨の中という危険な状況での避難を余儀なくされた地区がみられた。
	指定避難場所が浸水したり、指定された避難場所だけでは避難住民を収容しきれない、非常食が届かない、トイレ・駐車場が足りないなどという面がみられた。
	高齢者など要配慮者に対する避難情報の提供、避難時の移送、要配慮者対応避難場所の確保などの課題がみられた。
	台風第 14 号水害の被災地では、高校生などのボランティア活動が活発に行われたが、受け入れ側の体制が十分ではなく、円滑な支援の支障となる面が見られた。また、復旧支援に関する情報がうまく住民に伝わらない自治体もみられた。
	警察署や消防署など防災活動の拠点となるべき施設が浸水し、その機能を十分に発揮できない面がみられた。

4 まちづくりの 課題	過去の浸水実績などを考慮した土地利用と都市計画になっていないこと、堤防・排水機場などの整備に伴う開発地域の拡大などにより、都市の水害に対する脆弱性が拡大した。
	都市化の進展により、地域の遊水機能が低下し、浸水被害が拡大した。
	浸水した道路を利用して避難した住民が多かった。
	油などの流出により、二次被害が発生した。

「水害に強い地域づくりのあり方について（提言）平成 18 年 8 月 17 日 大淀川水系水害に強い地域づくり委員会」を一部修正して抜粋

（ 6 ）土砂災害の発生状況

本流域において近年発生した土砂災害による被害状況は、次のとおりである。

- ・平成 17 年の台風第 14 号
がけ崩れ 31 件、土石流 5 件、地すべり 3 件
- ・平成 28 年の台風第 16 号
がけ崩れ 12 件、土石流 3 件、地すべり被害なし
- ・平成 29 年これまでの状況
がけ崩れ 19 件、土石流被害なし、地すべり被害なし

（ 7 ）土砂災害に関するハード・ソフト対策の取組状況

ハード対策：砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を進めている。

ソフト対策：土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定を進めている。

今後もハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する。

4 . 提言等の取組状況と現状の課題

大淀川流域では、提言を踏まえて国、県、市町、防災関係者が連携し、水害に強い地域づくりのための様々な取組を推進してきた。

一方で、これまでの河川整備による安全度の向上や、平成 17 年の災害から既に 12 年の歳月が経過し、その後大きな水害が発生していないこと等から、住民の水防災意識の低下や自主防災組織の活性化、要配慮者対策等が懸念されている。

< 主な課題 >

- ・平成 17 年水害から 12 年が経ち、水害の記憶が風化しつつあること、河川整備の進捗に伴い、洪水は起きないという安全性への過信が生まれていること、平成 17 年水害を知らない世代が増加している等、住民の水防災意識が希薄になっている。
- ・土砂災害は、少しの雨でも、また、降雨後においても、発生するおそれもあることから、日頃の住民の土砂災害への防災意識の向上及び定期的な避難訓練を引き続き行う必要がある。
- ・住民の高齢化、若い世代の意識変化等により、自主防災組織が結成されていない地域や、自主防災組織があっても活動がなされていない等、自主防災力の低下が懸念される。
- ・近年、高齢化の進展に伴い、福祉・高齢者利用施設等が急増しており、要配慮者対応が懸念される。
- ・下流域にあつては、浸水域に県の中核機能が集中していることから、大規模水害が生じた場合、社会経済活動に深刻な影響を生じるおそれがある。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊し、近年の水害では類を見ないほどの孤立者が発生するなど、堤防決壊による被害が全国で頻発している。

また、平成 26 年 8 月豪雨では広島市内で 166 件の土砂災害が発生し、約 600 戸の住居に被害（全壊、半壊、一部損壊）が及んだほか、平成 29 年九州北部豪雨では、福岡県・大分県内で 300 件を超える土砂災害が発生し、約 300 戸の住居に被害（全壊、半壊、一部損壊）が及んだ。

このような状況を踏まえ、提言等に基づくこれまでの取組を検証し、堤防決壊や土砂災害のリスクの周知、自助力・共助力の向上、被害の最小化等の視点を加えた現在の取組状況と課題を次頁以降にとりまとめた。

(1) 災害に強い人づくりの推進

項目	現状 と課題	
川を通じたコミュニティづくりの推進	NPOや住民団体による活動が実施されている。	
	NPOや住民団体による活動は一部の住民の参加に留まり、十分な広まりになっていない。	A
防災学習の推進		
【地域における防災学習の実施】	各地域において継続的に防災学習、出前講座等が実施され、行政は支援を行っている。	
学習会等の実施に地域の温度差があり、開催地域、回数が限定されている。防災学習の実施が不足する地域では水害リスク、避難場所、避難経路の認知が十分でない。防災学習会、出前講座の参加者は限定的である。水害経験の無い世代への水防災学習が広がっていない。近年洪水が無く、水防災について意識が薄れつつある。河川整備を過信し洪水が起きないという安心感を持っている人が見られる。	B	
【学校教育における防災学習の実施】	各組織で総合学習授業において防災学習会、出前講座等を実施している。	
水害経験の無い世代への水防災学習が広がっていない。	C	
土砂災害防止講座や小中学生に対する土砂災害防止教室等を通して、防災意識の向上を図っている。		
住民が土砂災害のリスクを十分認識できていないおそれがある。	イ	
自主防災組織の結成と積極的活動		
【自主防災組織の結成】	各組織で積極的に自主防災組織結成の推進を図っている。	
地域により防災意識の温度差があり、組織結成の進捗に差が生じている。自主防災組織の高齢化が進んでいる。	D	
【自主防災組織による学習会・防災訓練の実施】	一部組織で学習会を開催したり、市町が開催する防災訓練等へ参加している。	
地域により防災意識の温度差があり、学習会や防災訓練等の活動に差が生じている。	E	
【自主防災組織による避難行動要支援者の移送方法検討】	一部組織で避難訓練にあわせ移送方法の検討を実施している。	
地域により防災意識の温度差があり、避難誘導體制が十分確立されていない地区がある。	F	
【水防（消防）団の強化】	団員加入に向けた広報活動を実施している。団員の技術力向上を目的とした水防訓練を実施している。	
団員数の充足に向けた活動の継続が必要である。団員の一部は、経験や技術力が十分ではない。備蓄資材が十分ではなく、大規模災害時等は対応が難しい。	G	
防災リーダー（地域防災士、水防団等）の育成		
【防災リーダー育成の推進】	宮崎県において地域防災士養成研修・スキルアップ研修等を実施している。地域防災士養成研修費等の補助金交付を実施している。住民を交えた合同巡視を実施し、重要水防箇所の周知と意識啓発を図っている。	
防災リーダーが不足している。防災士の資格取得者は増え、ネットワークを構築するに至っているが、行政や地域との十分な連携・協働が出来ていない。	H	

住民からの情報を基にした洪水ハザードマップの作成	
【地域住民からの情報を基にした洪水ハザードマップの作成・公表】 【洪水ハザードマップを活用した防災訓練等の支援】 洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等へ活用している。	
平成 17 年台風第 14 号から 12 年が経過して災害に対する危機意識が低下しており、洪水ハザードマップ自体の認識も薄れ、避難行動に結びつかないおそれがある。	I
河川整備により治水安全度が向上したため、計画規模を対象とした洪水ハザードマップを越える水害は起こらないと思われる。	J
土砂災害ハザードマップの作成	
流域内の一部市町は、土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難場所及び避難路等を設定するとともに、ハザードマップの作成を行っている。	
全市町で土砂災害ハザードマップを作成する必要がある。	□
マイ防災マップづくりは、住民自らが作成することで各個人の防災意識が向上し、地域での連携強化の効果があるため、土砂災害警戒区域等を盛り込んだ土砂災害も想定したマイ防災マップの作成が望ましい。	ハ
土砂災害を対象とした避難訓練の実施	
毎年、土砂災害防止月間を中心として、土砂災害を対象とした避難訓練(情報伝達訓練も含む)を実施している。	
土砂災害の危険性が高まった際に迅速な行動をとれるよう、土砂災害を対象とした避難訓練を定期的実施する必要がある。	ニ

(2) 情報伝達のための環境づくりの推進

項目	現状 と課題	
要配慮者を考慮した避難・誘導の取組の推進		
<p>【要配慮者の状況把握と誘導】</p> <p>一部組織で避難訓練にあわせ移送方法の検討を実施している。 避難行動要支援者名簿を作成している。</p>		
地域により防災意識の温度差があり、避難誘導體制が十分確立されていない地区がある。		K
病院や福祉・高齢者利用施設等への災害リスクや防災情報に関する情報提供が不足している。		L
<p>【要配慮者を考慮した避難場所の確保】</p> <p>避難所の機能充実に対する支援等を実施している。 バリアフリーによる避難所の整備を実施している。</p>		
一部避難所の整備は進んだが、十分な整備状況とはいえない		M
<p>【要配慮者を考慮した避難計画の作成及び避難訓練の実施】</p> <p>平成 29 年の水防法等改正により、地域防災計画に浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設として記載のある施設の管理者は、避難確保計画等の作成・避難訓練の実施が義務付けされている。</p>		
<p>避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務づけられる要配慮者避難施設は、各市町村の地域防災計画でその施設の名称及び所在地が定められた施設であるため、各市町村においては、防災部局、河川・砂防部局、社会福祉施設や病院、学校等を所管する民生担当部局等が連携し、速やかに該当する施設を定める必要がある。</p> <p>該当する要配慮者施設において、避難確保計画の策定が進んでいない場合がある。</p>		ホ
避難勧告等の発令の基準化及び「避難準備情報」の活用		
<p>避難勧告等の発令基準を地域防災計画で定めている。 避難勧告等の発令のタイミング等に、河川管理者及び気象台から市町長へ助言する体制（ホットライン）を確立した。 避難勧告等の発令に着目したタイムラインを作成している。</p>		
避難勧告等の発令に着目したタイムライン作成後に大きな洪水が発生していないため、十分な検証が出来ていない。		N
<p>大雨警報（浸水・土砂災害）及び土砂災害警戒情報が発表された際には、FAX やメールにより情報を伝達している。 土砂災害に関するタイムラインを市町で策定している。 土砂災害警戒情報発表時や土砂災害危険度 3 到達時に、土木事務所長等から各市町長等にホットラインを実施する。</p>		
タイムラインやホットラインは、今後の運用実績を踏まえて、更なるブラッシュアップが必要。		へ
避難勧告等発令基準の妥当性等の検討を継続していく必要がある。		ト

迅速かつ確実な防災情報・避難情報伝達及び手段の多様化	
<p>【行政による情報伝達手段の多様化・多重化】 各世代の多様な情報入手方法に対応できるよう、情報伝達手段の多様化・多重化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の目安となる「洪水予報」の発表 ・広報車による連絡 ・防災行政無線による連絡 ・緊急連絡網の活用 ・防災メールによる携帯電話等への情報提供 ・河川カメラの整備と災害時放送協定の締結による放送局へのライブ映像提供 ・地デジ（テレビ）による河川防災情報の提供 ・地域FM等を活用した災害時の情報提供 ・気象情報に関する発信内容の改善（メッシュ情報の充実・実況情報の提供の迅速化等） 	
<p>提供される防災情報の意味や災害時にとるべき行動について住民の理解が十分ではない。 情報伝達手段の多様化を図っているが、避難情報が全ての住民に届いていないおそれがある。 情報の詳細・多様化に伴い、情報収集方法が複雑になっている。</p>	0
土砂災害危険度情報（1kmメッシュ毎、10分更新）を県のHPやスマートフォン用サイト、携帯電話用サイトで配信している。	
土砂災害危険度情報は、平成28年度から一般への公表を始めたところであり、県民にさらに周知する必要がある。	チ
雨量観測局や水位観測局を整備し、観測結果を県のHPやTVのデータ放送を通じて公開している。	
機器の老朽化や通信環境の悪化等により、雨量・水位情報等が欠測し、情報が提供できない場合がある。	リ
学習会等による災害情報の共有	
<p>【地域の災害情報・危険性を共有し、過去の水害を風化させない取組】 洪水ハザードマップを作成・公表し、地域の災害情報・危険性を共有し、過去の水害を風化させないため、学習会等へ活用している。</p>	
洪水浸水想定区域の指定を想定し得る最大規模降雨によるものへと見直すこととしており、ハザードマップの見直しが必要となる。	P
近年洪水が無く、水防災について意識が薄れつつある。 河川整備を過信し洪水が起きないという安心感を持っている人が見られる。	Q
日常時には洪水を知ってもらい、非常時には状況判断の一助となるよう、浸水情報看板を設置している。	
洪水浸水想定区域の指定を想定し得る最大規模降雨によるものへと見直すこととしており、浸水情報看板の見直しが必要となる。	R
過去に起こった災害を忘れないように取りまとめて冊子化し、県のHP上で公表するとともに関係各所へ寄贈している。 【例】「災害記憶の伝承～みやざきの自然災害～」(H29.3) 過去の土砂災害等を整理し、土砂災害に関するパネル展を実施している。	
土砂災害に関する情報を、市町間で共有し活用する必要がある。	ヌ
住民が土砂災害のリスクを十分認識できていないおそれがある。【再掲】	ル
基礎調査を実施した箇所について、土砂災害警戒区域等を県のHP上で公表している。	
一般に公表している土砂災害警戒区域等について、県民にはまだまだ認知されていない。	ヲ

(3) 災害に強いまちづくりの推進

項目	現状	課題
洪水ハザードマップ等の内容を都市計画に反映	洪水ハザードマップ等を参考に浸水常襲地域における新規開発の抑制を実施している。	
	洪水浸水想定区域の指定を想定し得る最大規模降雨によるものへと見直すこととしており、ハザードマップの見直しが必要となる。【再掲】	S
土地利用規制、災害危険区域の指定等適切な土地利用への誘導	補助金交付等を活用し適切な土地利用への誘導を実施している。	
	洪水浸水想定区域の指定を想定し得る最大規模降雨によるものへと見直すこととしており、土地利用規制、災害危険区域の見直しが必要となる。	T
安全な避難路・復旧路の整備		
	【避難路の点検・見直し・整備】 避難路の設定について検討中。	
	安全な避難路の設定が十分ではない。 洪水浸水想定区域の指定を想定し得る最大規模降雨によるものへと見直すこととしており、ハザードマップの見直しが必要となる。【再掲】	U
	【復旧路の点検・見直し・整備】 復旧路の設定について検討中。	
	重要道路や防災拠点への接続等、復旧路の設定が十分ではない。	V
安全な避難場所の確保		
	平成 17 年の実績も踏まえ、避難場所の点検・見直しを実施し、公的施設・民間施設等を活用し必要数の確保に努めている。	
	浸水時にも機能する避難場所の整備が十分ではない。 避難所の代替施設が不足している。 洪水浸水想定区域の指定を想定し得る最大規模降雨によるものへと見直すこととしており、避難所の見直しが必要となる。	W
高齢者等利用施設等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進		
	平成 25 年に改正された水防法に基づき、各市町において事業所所有者等へ避難確保・浸水防止計画作成、避難訓練、自衛水防組織設置等の自衛水防措置の指導を行っている。 平成 29 年の水防法等改正により、地域防災計画に浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設として記載のある施設の管理者は、避難確保計画等の作成・避難訓練の実施が義務付けされている。【再掲】	
	高齢者等利用施設等については、自衛水防措置について努力義務であるため、実施率が低い。 避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務づけられる要配慮者避難施設は、各市町の地域防災計画でその施設の名称及び所在地が定められた施設であるため、各市町においては、防災部局、河川・砂防部局、社会福祉施設や病院、学校等を所管する民生担当部局等が連携し、速やかに該当する施設を定める必要がある。【再掲】 該当する要配慮者施設において、避難確保計画の策定が進んでいない場合がある。【再掲】	X
	福祉・高齢者利用施設等への、災害リスクや防災情報に関する情報提供が不足している。	Y
河川管理施設の効率的な運用の確保		
	既存の樋門、樋管、排水施設について、出水期前に市町に操作委託契約を締結し、共同で点検を行っている。	
	確実かつ効率的な運用を行うための検証および体制の確保が求められる	Z

(4) 災害に強い防災拠点づくりの推進

項目	現状 と課題	
浸水時にも活用できる水防倉庫、アクセス路の整備	各組織において既存施設の点検・見直し・整備を実施。	
	浸水時にも活用できる水防倉庫、アクセス路の整備は十分ではない。 洪水浸水想定区域の指定を想定し得る最大規模降雨によるものへと見直すこととしており、対象施設の見直しが必要となる。	AA
大規模災害時における公共施設、 災害拠点病院 、ライフライン等の機能維持対策	浸水時における機能確保対策の点検を実施し、施設移転・嵩上げ等必要な対策を実施している。	
	浸水時における公共施設、ライフライン等の機能維持対策は十分ではない。 各機関における対策状況の把握・共有が十分に図られていない。 洪水浸水想定区域の指定を想定し得る最大規模降雨によるものへと見直すこととしており、対象施設の見直しが必要となる。【再掲】	AB

(5) 被害を最小にするハード整備

項目	現状 と課題	
洪水を安全に流すためのハード対策	現在、総合流域防災計画等に基づき改修を進めている。	
	ハード対策は、多くの費用と時間を要する。	AE
土砂災害から住民を守るハード対策	県では、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を実施している。 流域内市町においても、県単自然災害防止急傾斜事業を進めている。	
	ハード対策は、多くの費用と時間を要する。	ワ

5. 減災のための目標

大淀川流域に大きな被害をもたらした平成 17 年 9 月台風第 14 号から 12 年が経過し、記憶の風化等も懸念される今日、各地で頻発する大規模出水・土砂災害を鑑み、「施設で守り切れない大洪水・土砂災害は必ず発生する」との認識に立ち、社会全体で洪水・土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築するため、本協議会の各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

概ね 5 年間で達成すべき目標

<p>地域防災力を高め 「災害に強い地域づくり」 を目指す</p> <p>住民自身の防災意識を高め 「早めの避難による逃げ遅れゼロ」 「安全な場所への確実な避難」 を確保する</p> <p>被災してしまった場合の自衛力・回復力を高め 「社会経済被害の最小化」 を図る</p>

上記目標に向けた 3 本柱の取組

<p>現在までに進めてきた提言「水害に強い地域づくりのあり方について」や県・市町の水害及び土砂災害防止施策をもとにした取組について、水防災意識再構築に向けた再検討と、さらなる推進を図る</p> <p>人づくり・組織づくりによる情報が「つたわる」環境と地域で避難する体制の充実、そして子供たちへの防災学習推進の取組</p> <p>大規模洪水や土砂災害に対し被害を最小にするハード整備に加え、ライフライン等「まち」の機能を早期に回復する取組</p>
--

6. 概ね5年間で実施する取組

概ね5年間で達成すべき目標である「災害に強い地域づくり」の実現に向け、本協議会の各構成員が取り組む主な内容（主な取組項目・目標時期・実施機関）は以下のとおりである。

(1) 災害に強い人づくりの推進

地域コミュニティの衰退、少子高齢化の進展などにより地域の防災力は低下しつつある。「災害に強い地域」をつくるためには、自助、共助、公助のバランスのとれた地域防災力の再構築が必要不可欠であり、特に自覚に根付いた自助や共助が重要である。このため、地域コミュニティの再構築や防災学習の推進などにより住民自らが地域の危険性を認識し、平時に安全な避難経路や避難方法の確認、高齢者など要配慮者の移送方法の検討などを地域で積極的に行動できる人材、つまり「災害に強い人づくり」を推進する。

主な取組項目	課題への対応	目標時期	取組機関
川を通じたコミュニティづくりの推進			
・河川協力団体、各NPO等と協働し活動を広げていく	A	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町、宮崎県
防災学習の推進			
【地域における防災学習の実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やイベント、出前講座等を通じ、啓発機会を拡充 <ul style="list-style-type: none"> - 参加者を広げる工夫 - 広い世代に伝わる工夫 - 過去の災害を風化させない工夫 - 災害リスクや防災情報の利活用方法を正しく伝える ・津波防災と相互に連携・協力した水防災啓発活動の強化 ・企業・観光協会等と連携した、啓発機会の拡充 ・地域による温度差解消のため、防災学習等の実施が不足する地域は、個別に意識啓発を図り学習を支援。 	B, Q, L	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町、宮崎県
【学校教育における防災学習の実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・各組織で総合学習授業において防災学習会、出前講座等をさらに推進 ・教育委員会、小学校等と連携した体系的な防災学習の推進による水防災意識の醸成 	C, I	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町、宮崎県

主な取組項目	課題への対応	目標時期	取組機関
自主防災組織の結成と積極的活動			
<p>【自主防災組織の結成、学習会・防災訓練の実施、避難行動要支援者の移送方法検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌やイベント・防災学習等の機会を用いた啓発活動を拡充し、結成・活動を支援 <ul style="list-style-type: none"> - 参加者を広げる工夫 - 特に若年層に対し防災活動への積極的参加を促すための工夫 ・ 実践的な防災訓練の実施 ・ 行政と連携した避難行動要支援者等の避難誘導體制の検討 ・ 地域による温度差解消のため、組織結成率の低い地域や活動の不足する地域は、個別に意識啓発を図る 	D,E,F	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町、宮崎県
<p>【水防（消防）団の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌やイベント・防災学習等の機会を用いた啓発活動を拡充し、団員加入を促進 ・ 大規模災害を想定した実践的な防災訓練の実施 ・ 備蓄資材の確保、水防資機材の点検 ・ 広域的、効率的な水防活動を行うため、水防団間での連携、協力を検討 	G	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町、宮崎県
防災リーダー（地域防災士、水防団等）の育成			
<p>【防災リーダー育成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌やイベント・防災学習等の機会を用いた啓発活動を拡充し、防災リーダーを育成 ・ 防災士ネットワークと行政・地域との協力体制を確立し、防災学習や啓発活動等を連携して実施 	H	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町、宮崎県

住民が利用しやすいハザードマップの作成			
<p>【浸水が想定される地域の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域を検証し、指定すると共に区域図を作成し周知 	J	平成 31 年度	宮崎県
<p>【地域住民からの情報を基にした洪水ハザードマップの作成・公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定し得る最大規模の降雨による洪水ハザードマップをわかりやすく、利用しやすく作成し、公表・配付 	I	平成 32 年度	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・国富町・綾町
<p>【土砂災害ハザードマップの作成・公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害に係る避難場所や避難路を含めたハザードマップをわかりやすく、利用しやすく作成し、公表・配付 	ロ	平成 33 年度	宮崎市・都城市・小林市・三股町・高原町・国富町・綾町
<ul style="list-style-type: none"> ・マイ防災マップづくりの推進（水害・土砂災害） 	I,ハ	継続実施	宮崎市・都城市・小林市・三股町・高原町・国富町・綾町、宮崎県
<p>【ハザードマップを活用した防災訓練等の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やイベント・防災学習等の機会を用いた啓発活動を実施するとともに、ハザードマップを活用した実践的な防災訓練等を支援 	J,二	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町

(2) 情報伝達のための環境づくりの推進

地域住民が、自ら判断し、よりの確な避難行動をとるためには、地域住民にわかりやすい情報を多様な手段で提供することが必要である。さらに、地域住民がそれら情報を共有し、地域内の情報連絡網を再構築するとともに、高齢者など要配慮者の支援体制を整えるなど、「情報伝達のための環境づくり」を推進する。

主な取組項目	課題への対応	目標時期	取組機関
要配慮者を考慮した避難・誘導の取組の推進			
【要配慮者の状況把握と誘導】 <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の更新等を継続して実施し、避難・誘導体制確立を推進 地域による温度差解消のため、避難・誘導体制確立が不十分な地域は、個別に意識啓発を図る 自主防災組織を含む防災訓練の実施 	K	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町
<ul style="list-style-type: none"> 病院や福祉・高齢者利用施設等への災害リスクや防災情報に関する情報提供の推進 	L,Y	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町
【要配慮者を考慮した避難場所の確保】 <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者を考慮した避難場所の確保を推進 	M,W	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町
【市町村地域防災計画における速やかな指定】 <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の、市町村地域防災計画における速やかな指定 【要配慮者を考慮した避難計画の作成及び避難訓練の実施】 <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び適切な見直しの促進・支援 策定した要配慮者利用施設の避難確保計画をもとに実施される避難訓練等の支援 	ホ	平成29年度から検討実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町、宮崎県
避難勧告等の発令の基準化及び「避難準備情報」の活用			
<ul style="list-style-type: none"> 洪水時や土砂災害の危険性がある場合のホットラインの構築 	0,ハ	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町、宮崎県、気象台
<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に着目したタイムラインを活用すると共に検証を実施し、実用に向けた精度向上を図る 	N,ハ	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町、宮崎県
<ul style="list-style-type: none"> タイムラインを活用した実践的な訓練の実施 	N,ハ	継続実施	宮崎市・都城市・ 三股町
		平成30年度から実施	小林市 ・ 高原町 ・国富町・綾町
<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画における避難勧告等発令基準の妥当性の検討 	ト	継続実施	宮崎市・都城市・ 小林市 ・ 三股町 ・ 高原町 ・国富町・綾町

迅速かつ確実な防災情報・避難情報伝達及び手段の多様化			
<p>【行政による情報伝達手段の多様化・多重化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やイベント、防災学習等を通じ、啓発機会を拡充 <ul style="list-style-type: none"> - 災害リスクを正しく伝える - 年齢や知識に応じた情報入手方法の説明 	0, Y, ヌ, ル	継続実施	宮崎市・都城市・小林市・三股町・高原町・国富町・綾町、宮崎県
<p>【リアルタイムの災害情報の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な方法も活用した水害危険性、土砂災害危険度情報及び土砂災害警戒区域等の周知の検討 ・ICTを活用した防災情報の提供 ・安定した雨量・水位情報等を提供できるよう観測局等の機能の向上を図るとともに適切な維持管理に努める ・雨量・水位観測局等の追加整備について検討 	0, チ, リ, ヌ, ヲ	継続実施	宮崎県、気象台
学習会等による災害情報の共有			
<p>【地域の災害情報・危険性を共有し、過去の災害を風化させない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定し得る最大規模の降雨による洪水や土砂災害に係る避難場所や避難路を含めたハザードマップをわかりやすく、利用しやすく作成し公表・配付する ・災害の記憶を風化させないため、イベント、防災学習会、出前講座等による啓発機会を拡充 	P, □	継続実施	宮崎市・都城市・小林市・三股町・高原町・国富町・綾町、宮崎県
<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域の指定を想定し得る最大規模の降雨によるものへと見直しするのに合わせて浸水情報看板の見直し・設置を実施 	R	平成30年度から順次実施	宮崎市・都城市・三股町・国富町・綾町、宮崎県

(3) 災害に強いまちづくりの推進

大淀川流域は、地形的に洪水到達時間が短く急激な水位上昇が発生し、氾濫が発生すると広範囲に浸水被害が発生するうえ、都市化の進展により川沿いの低平地にも資産が集中しており、豪雨時における水害リスクが増大している。このため、地域住民自らが浸水に強い住み方へ転換を図るとともに、安全な避難路・避難場所の整備、万一堤防が破堤した場合の被害最小化対策など「災害に強いまちづくり」を推進する。

主な取組項目	課題への対応	目標時期	取組機関
都市計画による開発抑制、土地利用規制、災害危険区域の指定等適切な土地利用への誘導			
<ul style="list-style-type: none"> ・災害抑制効果を持つ浸水被害軽減地区の指定、都市計画における新規開発の抑制区域や土地利用規制、災害危険区域の指定等、適切な土地利用への誘導策について検討 ・想定し得る最大規模の降雨による洪水ハザードマップ作成にあわせ、見直しを実施する。 	S,T	平成29年度から検討実施	宮崎市・都城市・小林市・三股町・高原町・国富町・綾町
安全な避難路・復旧路の整備			
<ul style="list-style-type: none"> 【避難路の点検・見直し・整備】 ・想定し得る最大規模の降雨による洪水ハザードマップ作成にあわせ、避難路の見直しを行い、必要な場合は高上げ等の整備を実施 	U	平成30年度から検討実施	宮崎市・都城市・小林市・三股町・国富町・綾町、宮崎県
<ul style="list-style-type: none"> 【復旧路の点検・見直し・整備】 ・早期復興を考慮した優先復旧用道路の検討 	V	平成29年度から検討実施	宮崎市・都城市・小林市・三股町・高原町・国富町・綾町、宮崎県
安全な避難場所の確保			
<ul style="list-style-type: none"> ・想定し得る最大規模の降雨による洪水ハザードマップ作成にあわせ、公的施設・民間施設の活用、垂直避難等も踏まえた避難場所の点検・見直しを実施 ・隣接市町村等と協力し広域避難体制を構築 	W	平成30年度から検討実施	宮崎市・都城市・小林市・三股町・高原町・国富町・綾町
高齢者等利用施設等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進			
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等利用施設等について、水防法により努力義務となっている自衛水防組織の設置を促し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について積極的に指導・支援 	X	継続実施	宮崎市・都城市・小林市・三股町・高原町・国富町・綾町、宮崎県
河川管理施設の効率的な運用の確保			
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樋門、樋管、排水施設について、確実かつ効率的な運用を行うための検証および体制の確保。 	Z	継続実施	宮崎市・都城市・小林市・三股町・高原町・国富町・綾町、宮崎県

(4) 災害に強い防災拠点づくりの推進

市役所及び町役場・警察署・消防署などの防災を担う施設やライフライン施設、水防倉庫やそのアクセス道路が浸水などによりその機能を失うと、災害対応や復旧・復興の大きな支障となる。このため、浸水など大規模災害時においても防災拠点やライフライン施設がその機能を十分発揮できるよう「災害に強い防災拠点づくり」を推進する。

主な取組項目	課題への対応	目標時期	取組機関
浸水時にも活用できる水防倉庫、アクセス路の整備			
・想定し得る最大規模の降雨による洪水ハザードマップ作成にあわせ、水防倉庫及びアクセス路の見直しを実施	AA	平成 32 年度	宮崎市・都城市・三股町・国富町・綾町、宮崎県
大規模災害時における公共施設、災害拠点病院、ライフライン等の機能維持対策			
・施設管理者への防災情報伝達の充実 ・公共施設、ライフライン等について、大規模災害時の機能維持対策を検討 ・各機関で実施した機能維持対策状況及び計画を把握・共有	AB	継続実施	宮崎市・都城市・小林市・三股町・高原町・国富町・綾町、宮崎県

(5) 被害を最小にするハード整備

被害を最小にするため、河川整備や土砂災害防止対策を継続して実施する。

主な取組項目	課題への対応	目標時期	取組機関
洪水を安全に流すためのハード対策			
・総合流域防災計画等に基づく確実な施設整備を推進すると共に適切な維持管理に努める。	AE	継続実施	宮崎県
土砂災害から住民を守るためのハード対策			
・土砂災害から住民を守る施設の整備を行う。	ワ	継続実施	宮崎市・都城市・小林市・三股町・高原町・国富町・綾町、宮崎県

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなど、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要であり、取組等について定期的に進捗状況を確認するとともに、実施した取組についても、訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うものとする。